

【税関職員を保税蔵置場に派遣して行う貨物確認について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 605 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の規定に基づき実施する貨物確認（輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）及び輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）に規定する貨物確認をいう。以下同じ。）について、通関業者の求めに応じ、税関職員を保税蔵置場に一定時間定期的に派遣して行う貨物確認（以下「特例貨物確認」という。）の取扱いを下記のとおり定めたので、了知の<u>上</u>、関係職員及び関係者へ周知されたい。 （制定趣旨） （省略） 記 1. 及び 2. （省略） <u>3. 変更</u> <u>(1) 変更の申出</u> <u>特例貨物確認を認められた者（以下「被確認者」という。）は、上記 2. で提出した別紙様式 1 「特例貨物確認申出書」の内容に変更があった場合には、「特例貨物確認変更申出書」（別紙様式 1 の同様式の標題を「特例貨物確認変更申出書」と訂正したものをいう。） 1 通を提出するものとする。</u>	関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の規定に基づき実施する貨物確認（輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）及び輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）に規定する貨物確認をいう。以下同じ。）について、通関業者の求めに応じ、税関職員を保税蔵置場に一定時間定期的に派遣して行う貨物確認（以下「特例貨物確認」という。）の取扱いを下記のとおり定めたので、了知の<u>うえ</u>、関係職員及び関係者へ周知されたい。 （制定趣旨） （同左） 記 1. 及び 2. （同左）

別紙 13－ 1

新旧対照表
【税関職員を保税蔵置場に派遣して行う貨物確認について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 605 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>なお、特例貨物確認を認める期間については、当初認められた期間と同一の期間とする。</u> (2) <u>承認の承継に伴う変更</u> 被確認者は A E O 通関業者、A E O 倉庫業者の承認の承継に伴う変更の場合には、上記(1)に併せ特例貨物確認変更申出書の「備考」欄に承継を行う者の名称又は氏名を記載する。 (3) <u>特例貨物確認を認める場合の取扱い</u> 税関長は、被確認者から特例貨物確認変更申出書の提出があった場合には、上記 2. (2) に準じて被確認者に通知するものとする。 (4) <u>特例貨物確認を認めない場合の取扱い</u> 税関長は、特例貨物確認変更申出書の内容が上記 1. の要件に適合するかどうかを確認し、特例貨物確認を行うことが適当でないと認める場合には、上記 2. (3) に準じて被確認者に通知するものとする。 4. <u>特例貨物確認の取止め</u> 税関長は、次のいずれかに該当する場合には、特例貨物確認を取り止めることができるものとする。 ① 被確認者から特例貨物確認の取止めについて申し出があった場合	<u>3. 特例貨物確認の取止め</u> 税関長は、次のいずれかに該当する場合には、特例貨物確認を取り止めることができるものとする。 ① <u>特例貨物確認を認められた者（以下「被確認者」という。）</u>から特例貨物確認の取止めについて申し出があった場合

新旧対照表

別紙 13－1

【税関職員を保税蔵置場に派遣して行う貨物確認について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 605 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
② （省略） <u>5.</u> 取止めの手続 (1) 被確認者は、<u>上記 4.</u> ①に基づき特例貨物確認の取止めを申し出ようとする場合には、別紙様式 4 「特例貨物確認取止め申出書」 1 通を税関長に提出するものとする。 (2) 税関長は、<u>上記 4.</u> ②に基づき特例貨物確認を取り止める場合には、別紙様式 5 「特例貨物確認取止め通知書」により被確認者に通知するものとする。 <u>6.</u> （省略）	② （同左） <u>4.</u> 取止めの手続 (1) 被確認者は、<u>上記 3.</u> ①に基づき特例貨物確認の取止めを申し出ようとする場合には、別紙様式 4 「特例貨物確認取止め申出書」 1 通を税関長に提出するものとする。 (2) 税関長は、<u>上記 3.</u> ②に基づき特例貨物確認を取り止める場合には、別紙様式 5 「特例貨物確認取止め通知書」により被確認者に通知するものとする。 <u>5.</u> （同左）

特例貨物確認申出書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者
住 所
名 称
代表権者の氏名
(署 名) 印

「税関職員を保稅蔵置場に派遣して行う貨物確認について」(平成 26 年 6 月 13 日 財関第 605 号)に基づき、特例貨物確認を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

特例貨物確認を希望する保税蔵置場	名称									
	所在地									
上記保税蔵置場の貨物を取り扱う通関営業所	営業所名									
	代表者氏名									
	所在地									
	電話番号									
	輸出入申告件数(注 2)	過去 2 年	平成 年		件		件		件	
			平成 年		件		件		件	
		本年	平成 年 (見込み)		件		件		件	
	申告官署									
特例貨物確認を希望する期間 (2 年以内)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
特例貨物確認を希望する時間										
申出にあたっての特記事項 (注 3)										
備考(注 4)										

(注) 1. 申出者欄には、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択することができます。

2. 特例貨物確認を希望する保税蔵置場の貨物を取り扱う通関営業所における各年 1 月～12 月の申告実績を記入してください。

3. 「申出に当たっての特記事項」欄には、輸出入申告前の貨物情報に関すること、保税蔵置場内の税関職員の待機場所に関すること、税関職員の施設・備品の一時使用に関すること等を記載してください。

4. 本様式を変更申出書として提出する場合は、各欄のうち変更があった箇所のみを記載してください。また、AEO 通関業者若しくは AEO 倉庫業者の承認の承継に伴う変更の場合には、「備考」欄に承継を受ける者の名称若しくは氏名を記載してください。